

坂城町ふるさと納税寄附金返礼品協力事業者募集要項

1 目的

ふるさと納税(寄附金)制度による地元特産品等の PR、販路拡大などに伴う地元産業の活性化を目指し、坂城町へ寄附された方への返礼品として商品やサービスを提供していただける法人、団体又は個人事業者(以下「協力事業者」という。)を募集します。

2 応募条件

(1) 協力事業者について

次の条件をすべて満たすことが必要になります。

- (ア) 各種法令、条例等に基づいた生産、製造及び販売を行っていること。
- (イ) 原則、本社(本店)、支社(支店)、事業所又は工場が町内にある法人、団体又は個人事業者であること。
- (ウ) 町税及び町関連の使用料を滞納していないこと。
- (エ) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

(2) 返礼品について

次の条件をすべて満たしている商品等を募集します。

- (ア) 坂城町の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であること。
- (イ) 平成31年4月1日付け総務省告示第179号第5条の総務省が定める基準その他総務省通知等の規定に適合するものであること。
- (ウ) 品質及び数量の安定した供給が見込めること。ただし、期間又は数量を限定して供給を可能とするものは取り扱うものとする。
- (エ) 食品衛生法、食品表示法(産地名の表示など)その他関係法令等を遵守しているものであること。
- (オ) 品物が飲食物の場合においては、寄附者に商品到着後5日以上賞味期限が設けられていること。
- (カ) 品物が体験型サービスなどイベントを提供する場合においては、原則発行日から、1年間以上有効期限を有すること。

(3) 返礼品の金額区分について

返礼品の価格は、寄附金額に応じた区分によることとします。また返礼品の価格には、品物の代金、消費税及び地方消費税、送料その他のすべての経費を含むものとします。

(4) 費用負担

返礼品の商品等の費用、送料は坂城町が負担します。

ただし、商品の品質等に関する苦情や申し入れによる商品の交換、回収、再配送及びその他の苦情に要する経費は協力事業者が負担するものとします。

(5) 協力事業者の特典等

(ア) 坂城町が委託契約を締結する、ふるさと納税の専門インターネットサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名等を掲載します。

(イ) 商品の発送にあたって、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することができます。

3 返礼品取りまとめ

効率的な運営、安心安全に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理、苦情対応に万全を期すため、返礼品取扱業務全般を町の選定する事業者へ委託します。

4 その他留意事項

- (1) 協力事業者は、坂城町から提供された寄附者の個人情報を「坂城町情報公開及び情報保護に関する条例」及び関係法令を遵守し、適正に取り扱わなければなりません。
- (2) 具体的な返礼品の選考は坂城町が決定します。
- (3) 2 (1) (イ) に掲げる協力事業者のうち、坂城町に本社を有する協力事業者の提案を優先する場合があります。
- (4) 1社あたりの協力事業者の商品提案数を制限する場合があります。
- (5) 返礼品は、寄附者より申込時に選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (6) 登録された返礼品を変更・辞退する場合は、事前に委託事業者までご連絡ください。
- (7) 返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、協力事業者において真摯に対応し解決に努め、内容について委託事業者へ必ずご報告

告ください。

- (8) 協力事業者は、地場産品基準等、返礼品に関して遵守すべき事項が記載された書類の整備、保存を適切に行う義務を負います。また、坂城町又は委託事業者から返礼品や協力事業者等に関する情報（製造場所の所在地、製造加工内容の詳細等）の提供を求められた場合は、速やかに資料を提供してください。
- (9) 坂城町が必要と認めるときは、事業者に対し調査（実地調査を含む）を行うことができます。その際、協力事業者は調査・確認に応じる義務を負います。
- (10) 坂城町は、協力事業者及び商品が本要項2に定める条件に適合しなくなつたと認める場合、商品調達を中止することができます。
- (11) 協力事業者は、返礼品の提供に係る業務において、坂城町又は第三者に損害を与えた場合には、その損害の賠償をしなければならないこととします。
- (12) 本要項に定めのない事項並びに本要項に疑義が生じた場合は、坂城町と協議のうえ解決するものとします。

【お問合せ先】

坂城町役場 企画政策課 企画調整係
〒389-0692 埴科郡坂城町大字坂城 10050
TEL：0268-82-3111 FAX：0268-82-8307
Email：k-chousei@town.sakaki.lg.jp